ITKeeper 無線 LAN パック サービス条項

第１条（基本条項の適用）

１．本サービス条項は、「ITKeeper 基本条項」（以下「基本条項」といいます。）と一体となってその効力を有し、リコージャパン株式会社（以下「乙」といいます。）のお客様（以下「甲」といいます。）に対する無線 LAN パック（以下「本サービス」といいます。）の提供に関して適用されるものとします。

２．本サービス条項の規定と基本条項の規定との間で齟齬が生じた場合は、本サービス条項の規定が優先されるものとします。

第２条（用語の定義）

本サービス条項において、下記の用語は、基本条項に定める定義と同一の意味を有する他、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	既存ネットワーク環境への、無線 LAN の導入及び保守にかかるサービスをいいます。
対象機器	本サービスの対象となる甲が乙から購入した、「別紙　１．サービス内容（２）」で定められた、メーカー製の無線 LAN アクセスポイント、およびメーカー製の PoE スイッチをいいます。
対象ソフト	本サービスの対象となる甲が乙から購入した、「別紙　１．サービス内容（２）」で定められたメーカー製の集中管理ソフトをいいます。
更新申込み	本契約を１年間延長する申込みをいいます。
無線 LAN 設定シート	本サービスの対象となる対象機器のハードウェアの設定情報が記載された乙所定の書面をいいます。
ＡＷＳ	Amazon Web Services, Inc.が提供する Amazon Web Service をいいます。
仮想サーバー	Amazon EC2 で構成されたサーバーをいいます。

第３条（基本メニュー）

基本メニューは、別紙第１項で規定された(無線 LAN パック)サービスメニューに応じて提供される以下の種類のサービスをいいます。なお、甲が選択したメニューに含まれないサービスは提供されません。

サービスの種類	適用となる基本条項
１．対象機器の無線 LAN アクセスポイント設定サービス	請負条項
２．対象機器の無線 LAN アクセスポイント保守サービス（5 年）	請負条項

第４条（本サービスの申込条件）

甲は、対象機器の新品購入と同時の場合にのみ、本サービスを申し込むことができるものとします。

第５条（対象機器の無線 LAN アクセスポイント設定サービス）

１．乙は、対象機器の無線 LAN アクセスポイントの設定サービスとして、甲乙事前協議の上、申込書に定める導入場所にて、無線 LAN アクセスポイントを設置し、無線 LAN 設定シートに従い設定を実施するものとします。なお、無線 LAN 設定シートに記載のない事項は対象機器の無線 LAN アクセスポイント設定サービス対象外とします。また、無線 LAN アクセスポイントの設置は、工事を必要としないものに限るものとします。無線 LAN アクセスポイントの設置に工事が必要となる場合、別途工事請負契約書を取り交わすものとし、当該工事については本契約の対象外とします。

２．甲は、乙が対象機器の無線 LAN アクセスポイント設定サービスを実施するにあたり、対象機器の設置スペース、甲が作業を行うのに十分なスペース、対象機器に接続するＬＡＮ接続環境及び電源を準備すると共に、乙に提供するものとします。

３．本件機器の設定には、甲が本サービスとは別に使用している無線 LAN アクセスポイントとの連携およびローミング設定は含まれません。

４．甲は、対象機器の無線 LAN アクセスポイント設定サービスに関する乙の作業完了後、当該作業内容を確認し、「作業完了報告書」に記名押印するものとします。なお、甲の当該記名押印をもって対象機器の無線 LAN アクセスポイント設定サービスは完了するものとします。

第６条（対象機器の無線 LAN アクセスポイント保守サービス）

１．乙は、対象機器の無線 LAN アクセスポイントのハードウェア保守サービスとして、無線 LAN アクセスポイントの障害時に、電話又

はオンサイトにより障害の切り分け、対象機器の再設定又は対象機器の交換を実施します。なお、乙は、対象機器の交換を実施するに際して、交換前の機器と同じ機器での交換を保証するものではありません。

２．甲は、対象機器に障害が発生した場合、乙指定のコール受付電話番号に連絡するものとします。なお、コール受付時間および、保守サービスの対応時間等は別紙に定めるものとします。

３．対象機器の交換が必要な場合、対象機器の交換が完了するまで無線 LAN の使用ができなくなることを甲は承諾するものとします。なお、対象機器の交換完了までに必要な日数は別途甲に通知されるものとしますが、乙は当該日数を保証するものではありません。

４．本条第１項の障害の切り分けにおいて、対象機器の問題に起因して生じた無線 LAN アクセスポイントの障害については、甲乙協議の上、対応を定めるものとします。但し、乙が無線 LAN 設定シートの内容通りに対象機器の設定を行っていなかったことが原因の場合は、乙が自己の費用・責任において、対象機器の設定をやり直すものとします。

５．対象機器の取付箇所が高所設置などの工事業者による取り付けの場合、機器の取り外し、取り付け作業は含まれておりません。費用は別途個別のお見積もりとなります。

第７条（対象機器の無線 LAN アクセスポイント設定サービス・同保守サービスの完了）

甲は、対象機器の無線 LAN アクセスポイント保守サービスに関する乙の作業完了後、当該作業内容を確認し、『作業完了報告書』または『保守レポート」に記名押印するものとします。なお、甲の当該記名押印をもって対象機器の無線 LAN アクセスポイント保守サービスは完了するものとします。

第８条（オプションメニュー）

オプションメニューとは、甲が本サービスの利用期間内において、以下に定めるサービスを申し込んだ場合に別途有償にて提供されるサービスをいいます。なお、当該オプションサービスの追加は、以下１から６は対象機器が株式会社バッファロー製でかつサービスの申込み時、以下７～８は随時提供されるものとします。

サービスの種類	適用になる条項
１．対象機器の PoE スイッチ設定サービス	請負条項
２．対象機器の PoE スイッチ保守サービス５年	請負条項
３．無線 AP マネージドサービス管理サイト構築	請負条項
４．無線 AP マネージドサービス管理サイト AP 設定	請負条項
５．無線 AP マネージドサービス（5 年）	請負条項
６．無線 LAN 導入前調査設定サービス	委任条項
７．PC 無線 LAN 設定サービス	委任条項
８．無線 LAN 導入後サイトサーベイ	委任条項

第９条（対象機器の PoE スイッチ設定サービス）

１．乙は、PoE スイッチ設定サービスとして、甲乙事前協議の上、申込書に定める導入場所にて、PoE スイッチを設置し、無線 LAN 設定シートに従い実施されるものとします。なお、無線 LAN 設定シートに記載のない事項は PoE スイッチの設置サービスの対象外とします。また、PoE スイッチの設置は原則据え置きとします。

２．甲は、乙が PoE スイッチの設置・設定サービスを実施するにあたり、POE スイッチの設置スペース、甲が作業を行うのに十分なスペース、POE スイッチに接続するＬＡＮ接続環境及び電源を準備すると共に、乙に提供するものとします。

第１０条（対象機器の PoE スイッチ保守サービス）

１．乙は、対象機器の PoE スイッチのハードウェア保守サービスとして、PoE スイッチの障害時に、電話又はオンサイトにより障害の切り分け、対象機器の再設定又は対象機器の交換を実施します。なお、乙は、対象機器の交換を実施するに際して、交換前の機器と同じ機器での交換を保証するものではありません。

２．甲は、PoE スイッチに障害が発生した場合、乙指定のコール受付電話番号に連絡するものとします。なお、コール受付時間および、保守サービスの対応時間等は別紙に定めるものとします。

３．PoE スイッチの交換が必要な場合、PoE スイッチの交換が完了するまで無線 LAN の使用ができなくなることを甲は承諾するものとします。なお、POE スイッチの交換完了までに必要な日数は別途甲に通知されるものとしますが、乙は当該日数を保証するもの

ではありません。

４．本条第１項の障害の切り分けにおいて、POE スイッチの問題に起因して生じたネットワークの障害については、甲乙協議の上、対応を定めるものとします。

５．対象機器の PoE スイッチ保守サービスの提供期間は、5 年間とする。

第１１条（無線 AP マネージドサービス管理サイト構築）

乙は、「無線 AP マネージドサービス管理サイト構築」として、甲乙事前協議の上、甲から提供された情報に基づき、仮想サーバー上の対象ソフトの管理サイト設定作業をリモートで行うものとします。

第１２条（無線 AP マネージドサービス管理サイト AP 設定）

乙は、「無線 LAN マネージドサービス管理サイト AP 設定」として、第１１条で構築した管理サイトに、甲指定の無線 LAN アクセスポイントを甲から提供された情報に基づき、設定作業をリモートで行うものとします。

第１３条（無線 AP マネージドサービス）

１．乙は、「無線 AP マネージドサービス」として、「別紙　３．オプションメニューの内容（５）に定める監視サービス、運用代行サービスを提供するものとします。なお、本サービスは仮想サーバー上で対象ソフトを動作していることから、ＡＷＳのメンテナンスや障害要因によっては、サービス提供時間内の監視ができない場合があります。

２．無線 AP マネージドサービスの提供期間は、5 年間とする。

第１４条（無線 LAN 導入前調査設計基本サービス）

１．乙は、無線LAN環境の調査設計基本サービスとして、無線LANアクセスポイントの導入予定場所において、本サービスの提供に必要な無線LANの調査・設計を実施するものとします。なお、無線LAN環境の調査設計基本サービスには、LAN ケーブルやその他部材提供およびLAN ケーブルの配線作業は含まれないものとします。

２．乙は、乙指定のツールを用いて甲の無線 LAN 環境の調査を行なうと共に、甲から提供される対象機器及びシステム環境等の情報に基づき、無線 LAN 設定シートを作成するものとします。

２．甲は、作成された無線 LAN 設定シートの内容を確認し、当該無線 LAN 設定シートの導入準備終了確認欄に記名押印することによりこれを承認するものとします。なお、無線 LAN 設定シートは、２部作成され、その１部を甲乙それぞれが保管するものとします。

３．対象機器の設定が変更されるなど無線 LAN 設定シートの内容変更が必要となった場合、甲は、当該変更内容を直ちに乙へ通知するものとし、また、乙は、当該通知に基づき無線 LAN 設定シートの内容を変更するものとします。なお、通知方法は乙所定の方法によるものとします。

４．甲が無線 LAN 設定シートを承認しない場合、乙は無線 LAN 導入前調査設計基本サービスの実施を留保することができるものとします。

第１５条（PC 無線 LAN 設定サービス）

乙は、PC無線LAN設定サービスとして、甲指定のクライアント端末に対して、本サービスの対象となる対象機器に対する無線LAN接続に必要なネットワーク設定を実施するものとします。なお、本サービスの対象となるクライアント端末は別紙　３．オプションメニューの内容（７）に記載のOSに限定されます。

第１６条（無線 LAN 導入後サイトサーベイ）

１．乙は、無線LAN導入後のサイトサーベイサービスとして、甲との協議の上定める調査場所にて、乙所定の測定器具を用い、甲の無線環境の電波状況の調査を実施するものとします。但し、屋外、脚立などを用いた高所での測定作業が必要となる等、サービス適用外とする調査場所における調査は行わないものとします。なお、本サービスの詳細は別紙　３．オプションメニューの内容（８）となります。

２．電波状況の調査の範囲面積が400平方メートルを超える場合は、別途範囲面積に応じた料金をいただくものとします。

第１７条（工事請負契約）

LAN の配線工事、無線アクセスポイントの取付工事等、本契約に基づく設置・設定に伴い生じる工事については、本契約の対象外とし、別途甲乙間で取り交わす工事請負契約書に従うものとします。

第１８条（延長保守メニュー）

１．対象機器の無線 LAN アクセスポイント、PoE スイッチが、メーカー保守サポート終了日を 1 年以内に迎えない場合に限り、保守サービスの延長、およびマネージドサービスの延長をできるものとします。

２．延長保守メニューは、１年単位での延長とし、最大２年間とします。

第１９条（設定変更メニュー）

１．甲への設定サービス完了後、甲の事業所設置の対象機器の無線 LAN アクセスポイント、PoE スイッチ、マネージドサービス管理サイト、PC の設定作業を行うものとします。

２．設定変更作業の条件は、対象機器の無線 LAN アクセスポイント、PoE スイッチ、マネージドサービス管理サイト、PC の各設定サービスに準じます。

第２０条（本サービスの提供時間）

本サービスは、別紙第１項で規定するサービス提供時間帯において、それぞれ提供されるものとします。

第２１条（甲の協力）

１．本サービスの実施に伴い乙が甲の事業所内に立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立ち入りを許可すると共に本サービスの実施に必要となる適切な広さの作業場所及び対象機器の修理に必要な部品等の保管場所を無償で乙に提供するものとします。

２．甲は、乙の保守要員が本サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による対象機器の甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。

３．甲は、乙が本サービスを実施する上で甲の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。

４．甲は、対象機器の設置場所の環境等について、対象機器メーカー指定の状態に維持及び管理するとともに、当該メーカー所定の使用方法に従って対象機器を使用するものとします。

第２２条（適用除外）

以下各号に定める事項については、本サービスの適用から除外され、乙は、その実施について何ら責任を負わないものとします。

（１） 以下の①から③のいずれかに起因する対象機器の障害又は故障の修理

①対象機器メーカー指定外の媒体又は消耗品等の使用

②対象機器メーカー、対象ソフトメーカーの定める使用環境以外での使用

③対象機器メーカー、対象ソフトメーカーの保証が適用されない対象機器の不適正な使用、火災、水害、異常電流、甲による輸送若しくは乙又は対象機器メーカー従業員（対象機器メーカーの委託先従業員を含みます。）以外の者により実施された改造又は作業等

（２） 消耗品及び対象機器メーカーが別途定める特別保守部品等の提供及びそれらの交換作業

（３） 対象機器又は対象ソフトが導入されたコンピュータに記憶されたデータ及び甲の保有するデータのバックアップ作業、並びに当該データが毀損及び滅失した場合の修復作業

（４） 本サービスの完了後における対象機器又は対象ソフトが導入されたコンピュータの不具合及び甲の使用するソフトウェアに生じた不具合に対する復旧作業

（５） 対象機器又は対象ソフトが導入されたコンピュータへのコンピュータウイルスの感染及び外部からの不正アクセスに対する防御並びにコンピュータウイルス等に起因して対象機器又は甲の使用するソフトウェアに生じた障害の復旧作業

（６） 乙により対象機器の保守部品が入手困難となった場合の対象機器の修理

（７） 天災地変、その他の不測の事故若しくは甲の故意、過失又は不適正使用により生じた対象機器の障害の復旧作業

（８） 対象機器又は対象ソフトが導入されたコンピュータにインストールされた OS 及び基本ソフトウェア、対象ソフト以外のソフトウェアに起因して生じた障害の復旧作業

（９） 前各号の他、乙が本サービスの対象外と認める作業

第２３条（甲の責任）

甲は、対象機器の障害発生に備え、甲の費用負担において以下各号に規定する内容を実施する責任を負うものとします。なお、乙は、以下各号について何ら責任を負うものではありません。

（１） 対象機器上で作動するソフトウェアのバックアップ

（２） 前号のソフトウェアにおいて作成され、保存されたデータのバックアップ

（３） その他対象機器の記憶されたデータで、甲が必要であると判断したデータのバックアップ

第２４条（秘密保持等）

１．甲及び乙は、本サービスの提供に関して相手方から知得した情報のうち、書面にて秘密である旨が明示された情報に関しては、秘密を保持するものとします。

２．甲は、本サービスの提供に関して乙から提供を受けた情報を乙に無断で複製し、又は第三者に開示してはならないものとします。

第２５条（本サービスの契約期間及び更新）

１．本サービスのうち「対象機器の無線 LAN アクセスポイント保守サービス」、「対象機器の PoE 保守サービス」、「無線 AP マネージドサービス」の契約期間は５年となります。

２．前項に定める本サービスの契約開始日は、「作業完了報告書」の検収日とします。

３．本サービスの契約期間満了日は、前項に定める本サービスの契約開始日の翌月 1 日を起算とし、第１項に定める契約期間が経過する日とします。本契約は、契約期間満了日をもって終了するものとします。

４．本サービスの対象機器が株式会社バッファロー製の場合、甲は、契約期間満了日の３０日前までに、申込書に必要事項を記入し乙に提出することにより、乙に対して更新申込みを行うことができるものとします。ただし、本契約の更新は、第２項に定める本サービスの契約開始日から起算して７年が経過する日までを限度とします。また、本契約の一部のみの更新申込みはできないものとします。

５．乙は、乙が更新申込みを承諾した場合、速やかに、申込承諾書を甲に発行するものとします。甲および乙は、契約更新開始日をもって、甲乙間において更新契約は成立するものであることを確認します。

６．乙は、前項の規定にかかわらず、基本条項の第４条第３項に掲げる場合には、更新申込みを承諾しないことがあります。

第２６条（サービス内容の変更）

乙は、理由の如何を問わず、本サービスの全部又は一部を変更することができるものとします。

第２７条（料金等）

１．甲は乙に対し、利用申込書に記載された本サービスにかかる料金及び別途乙が定める本サービスの実施に要する費用等（以下、料金等といいます）を、利用申込書に定める支払方法にて支払うのもとします。

２．本料金等のうち、初期費用が設定されている場合、甲は、本契約が成立した時に当該初期費用を乙に支払うものとします。

３．理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。

第２８条（本サービスの解約）

本契約を解約するときは、甲は、解約日の２ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。

第２９条（本サービス実施前のキャンセル）

本サービスの実施前に本サービスのキャンセルはできないものとします。ただし、事由により甲の申込みサービスの初期料金に相当する額の違約金を支払うことによりキャンセルできるものとします。

別紙 無線 LAN パックサービス内容

１．サービス内容

（１）本サービスは基本メニュー・オプションメニュー・保守延長メニュー・設定変更メニューにより構成され、メニュー毎に各々提供内容は異なります。各メニューは、本サービスの新規利用申込みの際に必ず申込みが必要なメニューを基本メニューといいます。その他のメニューは必要に応じて申込が可能となります。

但し、オプションメニュー３～５、８については、新規利用申込みと同時申込みが必要となります。

提供サービス	基本メニュー	オプションメニュー	延長保守メニュー	設定変更メニュー
１．対象機器の無線 LAN アクセスポイント設定サービス	◎(必須)	－	－	○
２．対象機器の無線 LAN アクセスポイント保守サービス	◎(必須)	－	○	－
３．対象機器の PoE スイッチ設定サービス	－	○	－	○
４．対象機器の PoE スイッチ保守サービス	－	○	○	－
５．無線 AP マネージドサービス管理サイト構築	－	○	－	－
６．無線 AP マネージドサービス管理サイト AP 設定	－	○	－	○
７．無線 AP マネージドサービス	－	○	○	－
８．無線 LAN 導入前調査設定サービス	－	○	－	－
９．PC 無線 LAN 設定サービス	－	○	－	○
１０．無線 LAN 導入後サイトサーベイ	－	○	－	－

（２）対象機器・ソフト

①対象機器

本サービスの対象機器は、以下の会社が適法に権利を有する商標が付された機器となります。腑と

メーカー	機種名(型番名)	
	無線 LAN アクセスポイント	PoE スイッチ
株式会社 バッファロー	ＷＡＰＭ－ＡＸＥＴＲ	ＢＳ－ＭＳ２０１６Ｐ
	ＷＡＰＭ－ＡＸ８Ｒ	ＢＳ－ＭＳ２００８Ｐ
	ＷＡＰＭ－ＡＸ４Ｒ	ＢＳ－ＧＳ２１１６Ｐ
	ＷＡＰＭ－２１３３ＴＲ	ＢＳ－ＧＳ２０１６Ｐ
	ＷＡＰＭ－２１３３Ｒ	ＢＳ－ＧＳ２０１６Ｐ／ＨＰ
	ＷＡＰＭ－１２６６Ｒ	ＢＳ－ＧＳ２１０８Ｐ
	ＷＡＰＭ－ＡＸ４	ＢＳ－ＧＳ２００８Ｐ
	ＷＡＰＭ－１２６６	
	ＷＡＰＭ－１２６６ＷＤＰＲＡ	
	ＷＡＰＭ－１２６６ＷＤＰＲ	

②対象ソフト

本サービスの対象ソフトは、以下の会社が適法に権利を有する商標が付されたソフトとなります。

・株式会社バッファロー製 「ＷＬＳ－ＡＤＴ」

（３）サービス受付及び提供時間

本サービスはオンサイト又は電話によるサービスの受付及び提供時間は以下のとおりです。

サービス提供形態	受付時間	提供時間
調査/設計/設置/設定	–	9:00-17:00（※１）
障害受付・ オンサイト保守/ マネージドサービス	9:00-17:00（※２）	9:00-17:00（※２）

（※１）土曜日、日曜日、祝祭日、その他乙の指定日は除きます。

（※２）月曜日から金曜日（祝祭日、その他乙の指定日は除きます）の 9:00-12:00 までに受け付けた場合、原則として、当日中にオンサイトによるサービスを提供します。それ以外の日時に受け付けた場合には、原則として翌営業日にオンサイトによるサービスを提供します。ただし、乙の事情により、当日又は翌営業日のオンサイトによるサービス提供が出来ない場合があります。この場合、オンサイトによるサービスの提供必要性有無の判断は乙にて行います。

（４）サービスの制限事項

・本サービスは、全ての通信端末機器の無線 LAN 接続を保証するものではありません。

・本サービス導入後にお客様環境変化(外部・内部からの電波障害および電波干渉等、レイアウト移動での電波状況変化等)よる無線通信の不具合については、導入時の通信環境を保証できません。

・無線 LAN 電波を利用し通信が行われる特性上、第三者によって通信データが傍受される危険性があります。本サービスで設置する本件機器の暗号化機能により、現時点で傍受時のデータ漏えいを防止しますが、今後将来にわたっての安全性を１００％保証するものではありません。

・甲準備による無線 LAN 端末およびソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての設備の問題による利用障害については、本サービスでは一切の責任を負いません。

２．基本メニューの内容

（１）対象機器の無線 LAN アクセスポイント設定サービス

①無線ＬＡＮ設定シートに基づく無線アクセスポイントの基本設定とセキュリティー項目（PSK、MAC フィルタリング）の設定を行ないます。

②乙指定ツールを用いての接続試験、パフォーマンス測定試験を行います。

（２）対象機器の無線 LAN アクセスポイント保守サービス

本サービスの対象機器（アクセスポイント）の保守となります。特定対象端末の接続不具合に関する修理対応は含まれません。

＜サービス提供の制限事項＞

・以下①～⑥はサービス対象外となります。

①クライアント PC の操作問い合わせ、障害時の交換作業、設定作業は本サービスの対象外となります。

②既存顧客ネットワーク機器の保守対応。

③ユーザ事務所移動にともなう現地再設置、設定作業。

④LAN 配線障害対応。

⑤無線アクセスポイント及び付随する設備の工事作業、高所取付作業。

⑥無線アクセスポイントの機能アップや不具合対応にともなうバージョンアップ作業。

３．オプションメニューの内容

（１）対象機器の PoE スイッチ設定サービス

無線ＬＡＮ設定シートに基づく PoE スイッチの基本設定を行ないます。

（２）対象機器の PoE スイッチ保守サービス

本サービスの対象機器（PoE スイッチ）の保守となります。特定対象端末の接続不具合に関する修理対応は含まれません。

（３）無線 AP マネージドサービス管理サイト構築

甲から提供された情報に基づき、仮想サーバー上の対象ソフトに対して、以下設定作業を行うものとします。

・グルーピング設定
・監視設定
・緊急モード設定

（４）無線 AP マネージドサービス管理サイト AP 設定

①管理サイト構築後に対象機器の無線 LAN アクセスポイントと、対象ソフトの稼働確認及び動作確認テストを行うものとします。

②当該導入作業は、E-Mail にて、申込時に甲より受領したメールアドレス宛に通知することで、完了したものとします。

（５）無線 AP マネージドサービス

仮想サーバー上の対象ソフトを使用して以下に規定する内容のサービスを提供するものとします。

①監視サービス

①-1.監視サービスとして、対象ソフトによる対象機器の死活監視をするものとします。

①-2.本サービスにおいて、対象機器の不具合や予め乙が定めた設定範囲を超える事象が発生した場合、その旨を申込時に甲より受領したメールアドレス宛に通知するものとします。

② 運用代行サービス

②-1.運用代行サービスとして、仮想サーバー上の対象ソフトに対して、以下の作業を実施するものとします。

・対象仮想サーバーの日次バックアップ取得作業の代行
・対象機器の障害対応依頼に基づく、対象機器の状態確認
・対象機器の交換後、仮想サーバー上の対象ソフトに対する再設定作業
・甲の依頼に基づく、対象ソフトでの通常モードから緊急モードへの切り替え対応
・甲の依頼に基づく、対象ソフトでの緊急モードから通常モードへの切り替え対応

②-2.本サービスは、仮想サーバーのバックアップ実施ならびに障害復旧を１００％保証するものではありません。また AWS のメンテナンスや障害要因によっては、サービス提供ができない場合があります。

＜マネージドサービスの提供条件＞

以下①～⑤は本サービス提供条件となります。

① 対象機器が仮想サーバー上の対象ソフトと通信できるインターネット接続環境があること
② 対象機器が仮想サーバー上の対象ソフトと接続するため、特定のポート（TCP22401、UDP22401）が開放されていること。なお、通信方向としては、対象機器から対象ソフト向けのみとなります
③ 甲環境（LAN 側）アドレスが IPv4 アドレスで構成されていること
④ 障害通知先用として甲指定のメールアドレスが用意されていること
⑤ 甲の RADIUS サーバーが稼働連携していた場合、無線 LAN 接続の有無確認の一次切り分けまでとします

（６）無線 LAN 導入前調査設定サービス

①甲の無線環境について、乙指定ツールを用いての事前環境調査より、電波強度、チャネル測定、配線などの確認、アクセスポイント設置場所の検討、及び甲指定セグメントへの IEEE802.11b/a/g/n 規格の無線ネットワーク設計（アクセスポイント設置プランニング、チャネル設計、電波強度設計、甲要件に基づくセキュリティー設計を行ない、無線ＬＡＮ設定シートを作成します。

②事前環境調査として、甲との協議の上定める調査場所にて、乙所定の測定器具を用い、甲の無線環境の電波状況の調査を実施するものとします。但し、屋外、脚立などを用いた高所での測定作業が必要となる等、サービス適用外とする調査場所における調査は行わないものとします。

③甲は、乙が事前環境調査にかかる作業を行うにあたり、次の各号に定める事項を履行するものとします。調査作業が開始された後に各号に定める事項が遵守されていないことが判明した場合には、乙はその判断により、調査作業を中断できるものとします。

③-1.乙に対し調査対象となる事務所フロアとその寸法を記したレイアウト図（jpg ファイル）を開示、無償貸与すること

③-2.乙の指定するサービス要員の事務所及び作業エリアへの立ち入り及び、甲の関係者へのヒアリングを許可し、かつ、これらが円滑に行われるよう努めること

（７）PC 無線 LAN 設定サービス

対象機器に無線ＬＡＮ接続するクライアント端末の対応 OS 標準の無線ＬＡＮ設定を行ないます。クライアント端末で使用される OS は、以下の OS に限られます。なお、無線 LAN の接続性を保証するものではありません。

・Windows 10／11 (いずれもサーバー用ＯＳを除きます)

・接続される端末は 802.11b/a/g/n/ac/ax に準拠するインタフェースにより通信を行うことができますが、本サービスはそのインタフェースに規定する符号伝送速度を保証するものではありません。
・暗号化方式（AES）に対応していない対象機器は本サービスのご利用ができません。
・市販されているすべての無線LAN端末の本件機器への接続性を保証するものではありません。調査の結果、本サービスでの利用ができない場合があります。
・Bluetooth の機能を持つ端末機器では、無線 LAN 利用時には Bluetooth の機能を OFF にした状態でご利用ください。干渉により無線 LAN の機能に影響が発生する可能性があります。
・甲端末に対する設定・保守作業の際、万一のデータ破損・消滅に備え、甲での重要なデータのバックアップをお願いいたします。バックアップを保存されていない場合において、作業中のトラブルが原因で、万一甲の「データ」を消失する事故が発生場合、一切の責任を負いかねます。

（８）無線 LAN 導入後サイトサーベイサービス

甲との協議の上定める調査場所にて、乙所定の測定器具を用い、甲の無線環境の電波状況の調査を実施するものとします。但し、屋外、脚立などを用いた高所での測定作業が必要となる等、サービス適用外とする調査場所における調査は行わないものとします。

①甲は、乙が無線環境調査にかかる作業を行うにあたり、次の各号に定める事項を履行するものとします。調査作業が開始された後に各号に定める事項が遵守されていないことが判明した場合には、乙はその判断により、調査作業を中断できるものとします。
①-1.乙に対し、調査対象となる事務所フロアとその寸法を記したレイアウト図（jpg ファイル）を開示、無償貸与すること①-2.乙の指定するサービス要員の事務所及び作業エリアへの立ち入り及び、甲の関係者へのヒアリングを許可し、かつ、これらが円滑に行われるよう努めること。
②作業報告書の提出
乙は、事前無線調査作業及び導入シミュレーション作業に基づき報告書を作成し、甲に提出するものとします。

３．延長保守メニューの内容

対象機器の無線 LAN アクセスポイント、PoE スイッチが、メーカー保守サポート終了日を 1 年以内に迎えない場合に限り、保守サービスの延長、およびマネージドサービスの延長を行います。

４．設定変更メニューの内容

設定サービス完了後、対象機器の無線LANアクセスポイント、PoEスイッチ、マネージドサービス管理サイト、PCの設定変更作業を行います。設定変更作業の条件としては、対象機器の無線 LAN アクセスポイント、PoE スイッチ、マネージドサービス管理サイト、PC の各設定サービスに準じます。

以上